

## 令和2年第5回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月14日(木) 午前9時30分から10時30分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (17人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	[ 欠員 ]
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君

4. 欠席委員 (1人)

19番 中川原 隆雄 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第9号 法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第24号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第25号 農用地利用配分計画の承認について

議案第26号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第27号 五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小保内 一 典 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君
主 幹	川 村 悦 子 君

7. 会議の概要

**会 長（岩井）** ただ今から令和2年第5回五戸町農業委員会総会を開会いたします。

今日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**事務局（小保内）** 今日は、中川原委員が欠席されておりますが、総会は成立しております。

それでは、会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

**議 長（岩井）** これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは、5番 佐々木一榮委員と17番 鳥谷部孝雄委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には事務局の赤坂次長を指名します。

**議 長（岩井）** それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 〔業務報告の朗読及び説明〕

**事務局（黒沢）** 5月11日、農業経営改善計画認定審査会に出席いたしまして、今回、認定申請者は1人、扇田地区の方になりますけれども、1人、審査を受けまして認定されております。 以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** ありませんか。それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。

**議長（岩井）** 次に、日程第3 報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 報告第8号、それでは、今月の通知書について説明させていただきます。今月の通知は1件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

農地法第18条第6項に規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので、報告いたします。

1番、農地の所在は、大字倉石又重字中崎、畑、面積は●●m<sup>2</sup>のうち●●m<sup>2</sup>です。

解約の理由は、賃借人はウドを作付けしていましたが、ウドの作付けに適さなくなったため、解約するものです。 以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第8号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

**議長（岩井）** 次に、報告第9号「法務局の農地の転用事実に関する照会書の回答について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** はい、それでは、議案書の2ページ報告第9号と参考資料の3ページを御覧ください。  
令和2年4月1付け、日記第90号の農地の転用事実に関する照会書について、4月10日に農業委員3人と事務局で現地調査を行い、下記のとおり回答したので、御報告いたします。  
農地の所在は、大字上市川字沼廻●●番●●、面積は●●㎡、現況地目を宅地と判断いたしまして報告いたしました。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の報告第9号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** よろしいでしょうか。  
特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。

**7番（中里）** 名前がなんでしたか。●●●●。●●●●では。

**事務局（黒沢）** 失礼いたしました。訂正をお願いします。申請人●●●●となっておりますが、●●●●に訂正をお願いします。

**議長（岩井）** 氏名に間違いがあったようで、訂正をお願いしますということです。  
●●●●でなくて●●●●。大変失礼いたしました。

**議長（岩井）** それでは再度、採決いたします。  
ただ今の訂正に関して、特に発言がございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** なければ、以上で報告第9号を終わります。

**議長（岩井）** ここで農地調査会、今月の調査委員は、8番 竹原誠委員と19番 中川原隆雄委員でございます。中川原隆雄委員は欠席ため、竹原誠委員が調査委員席に御着席ください。

（調査委員着席）

**議長（岩井）** 次に、日程第4 議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（川村）** 議案第22号、それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させていただきます。

議案書の3ページ、参考資料の5ページを御覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。

今月の許可申請は、1議案8件です。

1番から4番までは、贈与による所有権移転に関する件、5番から8番は、売買による所有権移転に関する件です。

1番農地の所在は、大字豊間内字大開、田、面積は●●㎡です。

2番農地の所在は、大字上市川字沼廻、田、面積は●●㎡です。

3番大字上市川字沼廻、字前田、田、計2筆、●●㎡です。

4番字姥堤、田、面積は●●㎡です。

5番大字上市川字岡喰、畑、計3筆、面積は●●㎡です。

6番大字倉石又重字下平、畑、1筆、字鶴渡、田、5筆、計6筆、面積は●●㎡です。

7番大字豊間内字地藏平、畑、面積は●●㎡です。

8番大字倉石中市字中市下川原、字新山平、田、2筆、字寺後、畑、2筆、計4筆、面積は●●㎡です。

1番から8番は、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。

共に、経営規模拡大、農作業の効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。

御参考までに、売買価格をお知らせします。

5番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

諸費用の負担については、所有権移転登記手続き及び農地法第3条許可申請に要する費用は、譲受人が負担します。

6番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

7番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

8番の売買価格は、●●円、10a当たり●●円です。

以上です。

**議長（岩井）** ただ今の事務局の説明に関連して、竹原誠委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**竹原誠調査委員** 従来であります中川原委員でしたけれども代わって、座ったままで報告させていただきます。

農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の3ページ、議案第22号と参考資料の5ページを御覧ください。5月8日に岩井会長と中川原隆雄委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番は、譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人が相続により農地を取得したが、農業経験がなく、今後も管理ができないため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

次に2番です。譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は農機具を保有していないことや後継者がいないことなど、今後も管理できないため、譲受人の所有する農地と近い農地でもあることから、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、長いもの種子を作付けするそうです。

次に3番です。譲渡人と譲受人は親戚で、譲渡人は農機具を保有していないことから、今後も管理できないため、譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

4番は、譲渡人と譲受人の親が知人で、譲渡人は町外へ転居する予定であり、今後も帰ってこないため、当該農地を含めて処理について考えており、話し合いの中で譲渡人から申し出があり、農地を贈与するものです。

譲受人は、水稻を作付けするそうです。

次に5番です。当該農地所有者に対して裁判所より破産管財人が選任され、破産管財人が譲渡人となり、その後、当事者が亡くなったため、引き続き、譲渡人が手続きを行うこととなり、譲渡人が当該農地を売買処分する必要が生じたため、隣地所有者と話し合いの中で譲渡人から申し出があったことと、裁判所からの許可を受けて、農地を売買するものです。

譲受人は、果樹を作付けするそうです。

次に6番です。譲渡人と譲受人は知人で、当該農地が隣同士であり、譲受人は、以前から購入したいと考えていたため、話し合いの中で譲受人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は水稻やにんにくを作付けするそうです。

次に7番になります。譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人は、兼業及び世帯員の高齢化により、作付けができなくなったため、当該農地の近くに耕作している譲受人と話し合いの中で、譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。譲受人は、長いもを作付けするそうです。

最後になります。8番です。譲渡人と譲受人は遠い親戚で、当該水田は、譲受人が近くを耕作している水田があり、当該畑地は、譲受人が購入したいと考えており、譲渡人は、高齢化で管理ができないため、話し合いの中で譲渡人から申し出があり、農地を売買するものです。

譲受人は、水田には水稻など、畑地には育苗ハウスやにんにくを作付けするそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**2番（大沢）** 5番は何を作付けするとおっしゃいましたか。

**竹原誠調査委員** 果樹です。

**議長（岩井）** よろしいですか。

**14番（北村）** 7番の売買価格はいくらでしたか。

**事務局（川村）** 7番は●●円です。10a 当たり●●円です。

**14番（北村）** 6番の売買価格も●●円か。

**議長（岩井）** 売買価格について、再度事務局から説明願います。

**事務局（川村）** 5番の売買価格は、●●円、10a 当たり●●円。  
6番、●●円、10a 当たり●●円。  
7番、●●円。先ほど●●円と説明したかと。

**17番（鳥谷部）** 6番が議案書の4ページ、5ページにかけて標記されてあるから疑問になっているのでは。

**事務局（川村）** 番号を付けなければ、この案件だけわからなくなるので。

**議長（岩井）** 6番は4ページ、5ページ同じですから、2ページにわたって標記してあるということで御理解ください。

**議長（岩井）** そのほかご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。



**事務局（黒沢）** それでは議案書の6ページ、議案第23号と参考資料の25ページを御覧ください。

今月の農地法第5条許可申請は、1議案3件です。

1番の農地の所在は、字中ノ沢●●番●と●●番●、地目は畑が2筆、面積は合計で●●㎡です。転用目的は、資材置き場となります。農地区分は、その他の2種農地と判断いたします。

2番の農地の所在は、字大渡●●番●、地目は畑、面積は●●㎡、転用目的は、太陽光パネルの設置になります。

農地区分は、第3種農地になります。

3番の農地の所在は、大字上市川字明神平●●番●と●●番●、地目は畑、面積は合計で●●㎡です。

転用目的は、太陽光パネル、農地区分は、その他の2種農地と判断いたします。以上です。

**議長（岩井）** ただ今の事務局の説明に関連して、竹原誠委員から調査結果の報告をお願いいたします。

**竹原誠調査委員** それでは、私から、農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の6ページ議案第23号と参考資料の25ページを御覧ください。5月8日に岩井会長、中川原隆雄委員と事務局3名で現地調査を行いました。

1番は、建設会社でありまして、事業拡大に伴い、既存の資材置き場が手狭となり、資材置き場を拡張するため、会社に隣接する当該申請を賃貸借により、資材置き場とするものです。

申請地は、国道4号線に面しており、北側と西側が畑で南側は会社です。

資材置き場のため、汚水等は発生せず、周囲に影響がないことを確認してまいりました。

次に2番です。譲受人が譲渡人から賃貸借により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。

周囲は、北側が雑種地で、東側と西側は住宅、南側は自己所有の畑となっており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響がないことを確認しております。

次に3番です。譲受人が譲渡人から売買により、申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。

また、登記地目は畑で、現況は休耕地になっております。

周囲は県道 20 号線沿いにあり、北側が自己所有の畑、南側が住宅、西側が山林になっており、汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

**議長（岩井）** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17番（鳥谷部）** 1番の●●●●のどっちが親でどっちが子か。

**事務局（黒沢）** 譲渡人の方が父親になるかと思えます。

**17番（鳥谷部）** 息子さんは●●にいるのか。

**事務局（黒沢）** これは会社の住所になります。会社が譲受人です。

**議長（岩井）** そのほかございますか。

**15番（柏田）** 太陽光パネルを設置する場合、農地はだめだという話を聞いていたが、地目が畑、それは農地でも太陽子パネルは場所によっては可能だということか。

**事務局（黒沢）** 一応、農地は、例えば第1種農地、第2種農地、第3種農地とわけることができます。第1種農地は、概ね10haの農地が繋がっている農地を第1種農地としております。今回の3番は第2種農地と判断いたしました。参考資料の84ページを見てもらえれば、周りが山林とか宅地になっておりまして、農地として繋がっているのは10haもないということで、第2種農地と判断いたします。2番は第3種農地になりますけれども、第3種農地というのは、参考資料の55ページを見てもらえれば、ここは町の都市計画内の農地になりますので、都市計画内の農地は第3種農地ということで、当該計画内の農地については、転用は可能ということになっております。

**15番（柏田）** 転用をするわけ。転用を前提として許可するということ。

**事務局（黒沢）** はい。そのとおりです。

**15番（柏田）** 転用に関してお聞きしますが、農振法の後にあるのは、これはどうなのか。農振法の解除なり、できれば転用できるということ。

**事務局（黒沢）** 農振の中にある農地については、まず、農振の除外をしてから、転用の手続きに入るということです。

**議長（岩井）** そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

調査委員の竹原委員、ありがとうございました。  
指定席にお戻りください。

（調査委員、指定席へ戻る。）

**議長（岩井）** 次に、議案第24号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の7ページ、議案第24号を御覧ください。  
五戸町長より令和2年4月27日付け、五農林第57号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案4件で合計面積は●●m<sup>2</sup>です。  
1番の農地の所在は字上新井田前の田が4筆、合計面積は●●m<sup>2</sup>、5年間の使用貸借です。

2番の農地の所在は字蛸川村の田が2筆、面積は●●m<sup>2</sup>、10年間の賃貸借で、賃借料は10a当たり●●となります。

3番の農地の所在は、大字切谷内字大久木沢尻の田が1筆、面積は●●m<sup>2</sup>、こちらは10年間の使用貸借となります。

4番の農地の所在は、大字手倉橋字高田の田が2筆、字古屋敷の畑が2筆、合計面積は4筆で●●m<sup>2</sup>です。こちらは10年間の使用貸借となります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。

以上です

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**17番（鳥谷部）** 1番、これは使用は水田とついているが、稲をやるのか。

**事務局（黒沢）** 聞いたところによると貸借人は畜産をやっているので、牧草を植えると聞いている。

**17番（鳥谷部）** 牧草をやると言っているが、減反の交付金はどちらにいくのか。そのまま貸すことになっているのか。牧草が、作付けしてあるのは見ているが。交付金は借りる方に行っているのか。それは確認していないのか。

**事務局（黒沢）** 担当課が違うので、そこまでは確認していない。

**議長（岩井）** そのほかございますか。ないようですので、それでは採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第25号「農用地利用配分計画の承認について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

**事務局（黒沢）** それでは議案書の9ページ、議案第25号を御覧ください。  
農用地利用配分計画の承認についてでございます。

1番の農地の所在は、字熊野林後の田が2筆、面積は合計で●●㎡、こちらは5年間の使用貸借となります。

2番の農地の所在は、字熊野林後の田が1筆と字下根前の田が4筆、合計5筆、面積は●●㎡、こちらは5年間の使用貸借となります。

3番の農地の所在は、字姥堤の田が2筆、面積は合計で●●㎡、10年間の使用貸借となります。

4番の農地の所在は、大字浅水字小田沢の田が1筆と字上豊川沢の田が1筆、合計2筆で面積は、●●㎡、こちらは10年間の貸借になります。賃借料は10a当たり●●円となります。

5番の農地の所在は、大字倉石中市字高田の田が2筆、面積は合計●●㎡、こちらは10年間の使用貸借になります。

6番の農地の所在は、大字豊間内字上前田の田が2筆、面積は●●㎡、こちらは5年間の使用貸借になります。

7番の農地の所在は、大字倉石石沢字石沢後の田が1筆と字八景の田が1筆、合計2筆で面積は、●●㎡、こちらは、10年間の貸借になります。賃借料は、10a当たり●●円、総額●●円になります。

8番の農地の所在は、大字上市川字立谷地の田が3筆、面積は、合計で、●●㎡、10年間の貸借で、賃借料は、10a当たり●●円となります。

9番の農地の所在は、大字上市川字前谷地の田が4筆、面積は、合計で●●㎡、10年間の貸借で、賃借料は、10a当たり●●円、総額で、年に●●円になります。

以上です

**議長（岩井）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**8番（竹原）** 9ページの1番と2番、県の間管理機構を通して借りているが、この人はこの地区の経営者でもあるが、何十年も前からと言えば大げさだけれども、非常にこの地区で評判が悪い。草は刈らない。今の時期に水が必要であるが、水管理をしない。そういう方

でもあるので、電話だけで連絡していると思いますが、中間管理機構の関係で事務局に来ると思うので、行政指導が必要だと思います。

今の時期に必要な水や刈った草など私は管理しているところを見たことがない。よろしくをお願いします。

**15番（柏田）** 先ほどと同じように苦情を申し上げたいと思います。私の水田の上に今回の貸借人が耕作している水田があり、先般、水がこないと思って見たら、水田に水を入れているのに、反対から水を出していた。全く管理をしていない。私が止めてあげた。この取り扱いをどうするのか。

**議 長（岩井）** 今の問題は、指導するとしか言いようがありませんので、指導をするということで、事務局から指導するという事で答弁させていただきます。

**議 長（岩井）** そのほかなければ採決取りたいと思いますけれどもよろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議 長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

**議 長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長（岩井）** 次に、議案第26号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** それでは議案書の13ページ、議案第26号と参考資料の131ページを御覧ください。

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。

1 議案、3 件です。

1 番の字上新井田、字平佐窪の畑、2 筆について、令和2年4月9日、所有者から申し出があり、労働力不足により耕作できなくなったため、35年以上前に杉を植林してしまい、農地に復元することが困難となった土地です。

2 番の大字切谷内字大久木の畑1筆について、令和2年4月23日、所有者から申し出があり、隣接した宅地と一緒に競売で購入した土地ですが、20年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており、農地に復元することが困難となった土地です。

3 番の大字上市川字内窪の田、2 筆について、令和2年4月9日所有者から申し出がありまして、農地として条件が悪く、35年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており、農地に復元することが困難となった土地でございます。

令和2年5月8日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第4の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。5筆、●●m<sup>2</sup>です。説明は以上です。

**議長(岩井)** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**議長(岩井)** よろしいですか。

**17番(鳥谷部)** 3番の水田の場合ですけれども、今、議案書の3ページのあたりにもありましたけれども、今現在の水田が非農地、山林になっているけれども、これから今、贈与になった土地も所有者も高齢になっているので、その土地も山林になるのではないのか。3ページの所は水田なのか。

**議長(岩井)** では私から。現地調査しましたので。現況は水田です。きちんとロータリーで耕されており、作付けできる状態。

後、1か所の所は、桜沼の麓で湿地。そこは水田としては不向きです。

**17番(鳥谷部)** おそらくここも山林になるのではないのか。沼廻のあたりで、ほとんどだめだから。

**議長（岩井）** 内窪については、贈与だったか売買だったか35年前というのは現在の所有者ではなく、その前からという意味です。

**事務局（赤坂）** 貰った時から農地にできないような状態だった。

**17番（鳥谷部）** 今、贈与になった所も所有者も、農業継続できるかできないかわからないけれども、山林になるのではないのかと思ったので。

**議長（岩井）** そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。

議案第26号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

**議長（岩井）** 全員賛成ですので、議案第26号は非農地と判断することに決定いたしました。

**議長（岩井）** 次に、議案第27号「五戸農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

**事務局（赤坂）** 議案書の14ページ、議案第27号と別冊の五戸農業振興地域整備計画書案の9ページを御覧ください。

五戸町長より、令和2年4月30日付け五農林第62号五戸農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見を求められております。

五戸農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律昭和44年法律第58号に基づき、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定しているものです。



今回の変更は、計画書の 9 ページ、2 農業生産基盤整備開発計画へ事業を追加する変更となります。

議案書の 14 ページの下段を御覧ください。

変更の理由は、農業生産基盤整備開発計画について、中山間地域総合整備事業により、老朽化が著しい状況にある緊急性の高い農業用排水路を整備し、用水の安定的な供給による干ばつ防止と維持管理省力化を図る。

また、幅員の狭い未舗装の農道を整備し、通作や農作業車のすれ違いなど農業交通の支障、農作業運搬時の荷傷み被害の発生等を防ぐ。

昭和 35 年度に竣工した四和ダムのゲート設備の動作不良や計測設備等の老朽化により、防災機能の低下が確認されている。

下流域の災害を未然防止、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全確保を図るため、防災ダム事業により、整備を進めるための変更となります。

15 ページの新旧対照表右側を御覧ください。

追加となる事業は、中山間地域総合整備事業の五戸東地区の農業用排水施設整備と農道整備の 2 事業、防災ダム事業で四和ダム 1 事業が追加となります。

計画書への上記事業追加に伴い、別冊計画書の最後の図面、附図 2 号への事業実施個所が追加となっております。

議案 27 号の説明は以上となります。

**議長（岩井）** 説明が終わりました。中身が濃いので暫時休憩いたします。

（ 休憩中 ）

**議長（岩井）** 休憩前に引き続き会議を開きます。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

**議長（岩井）** それでは採決いたします。  
議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長 (岩井)** 全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり決定いたしました。

**議 長 (岩井)** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
これをもって、令和 2 年第 5 回五戸町農業委員会総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和2年5月14日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員